

【1984年1月25日】健康保険制度等の改正について（諮問書、要綱）

社会保障制度審議会（総会第384回）

昭和59年1月25日

社会保障制度審議会

会長 大河内 一男 殿

厚生大臣 渡部 恒三

諮 問 書

健康保険制度等を別添要綱のとおり改正することについて、社会保障制度審議会設置法（昭和23年法律第266号）第2条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

健康保険制度等の改正案要綱

第1 改正の趣旨

医療保険制度の改革を図るため、一部負担金制度及び療養費制度の改正、日雇労働者健康保険制度の対象者の健康保険の体系への取入れ、退職者医療制度の創設、国民健康保険の国庫補助制度の改正その他所要の改正を行うものであること。

第2 健康保険制度の改正

1 医療給付に関する事項

（1）一部負担金

被保険者本人の給付率は、昭和61年度から8割、それまでの間9割とすること。

（2）高額療養費

被保険者について被扶養者と同様の高額療養費を設けることとし、被保険者、被扶養者とも自己負担の限度額は、54,000円（低所得者については外来39,000円、入院30,000円）とすること。

（3）療養費の支給

ア 次に定める療養を受けた場合は、療養費を支給することとすること。

（ア） 高度の医療を提供すると認められる医療機関等であってその申請に基づき

都道府県知事の承認（地域や医療機関の特性を考慮して行う）を受けたもの（以下「特定承認医療機関」という。）において療養を受けたとき

（イ）保険医療機関等において、特別のサービス、特別の治療材料等であって患者の選択によることが適当なものとして厚生大臣が定める療養を受けたとき

（注）（ア）に定める都道府県知事が承諾する場合の基準及び（イ）に定める厚生大臣の定める療養については、中央社会保険医療協議会の意見を聞いて定めることとすること。

（ウ）緊急やむを得ず療養を受けたとき（現行の療養費）

イ 保険者は、ア（ア）又は（イ）の場合にあつては、被保険者に対し支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、特定承認医療機関又は保険医療機関等に対し支払いを行うことができることとすること。

ウ 特定承認医療機関等は、被保険者等から支払いを受けた場合には、領収証を交付しなければならないこととすること。

エ 特定承認医療機関については、保険医療機関に関する指定・取消等の規定を準用すること。

2 保険医療機関等に関する事項

（1）傾向的に過剰と認められる医療費請求を行う保険医療機関について、指定の更新を行わないこととすること。

（2）不正請求による処分を作為的に回避する等の保険医療機関、保険医等について、その再指定又は再登録を拒否することができることとすること。

3 標準報酬に関する事項

標準報酬月額の上限を 710,000 円（現行 470,000 円）とし、下限を 68,000 円（現行 30,000 円）とすること。

4 日雇特例被保険者に関する事項

（1）日雇労働者健康保険法を廃止し、その対象者は、健康保険の日雇特例被保険者とすること。

（2）日雇特例被保険者に係る給付と負担は、その就労の特性を考慮して一般の被保険者と実質的な均衡が図られるようにすること。

（具体的事項は別記のとおり）

第 3 船員保険法の改正

一部負担金、療養費、保険医療機関等、標準報酬、退職者給付拠出金等の事項につき、健康保険制度の改正に準じた改正を行うこと。

第 4 国民健康保険制度の改正

1 退職者医療制度に関する事項

(1) 退職被保険者及びその被扶養者

ア 退職被保険者は、市町村の国民健康保険の被保険者であって被用者年金保険各法に基づく老齢年金又は退職年金受給権者及び被用者年金保険加入期間が 10 年以上の通算老齢（退職）年金受給権者である者等とすること。ただし、老人保健法の適用対象者を除くこと。

イ 退職被保険者の被扶養者は、健康保険の被扶養者に準じた範囲の者とすること。ただし、老人保健法の適用対象者を除くこと。

(2) 退職被保険者等の一部負担金

ア 退職被保険者の給付率は、8 割とすること。

イ 退職被保険者の被扶養者の給付率は、外来 7 割、入院 8 割とすること。

(3) 療養給付費交付金

ア 社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）は、市町村に対して療養給付費交付金を交付するものとし、その額は、退職被保険者等に係る医療給付に要する費用の額から退職被保険者等に係る国民健康保険料（税）を控除した額とすること。

イ 厚生大臣は、市町村が確保すべき収入を不当に確保しなかった場合等で退職者医療制度の健全な運営が著しく損なわれると認められる場合においては、基金に対し当該市町村に係る交付金の額を減額するよう命ずることができることとすること。

(4) 退職者給付拠出金に関する事項

ア 退職者給付拠出金の徴収及び納付義務

（ア） 基金は、療養給付費交付金の交付に要する費用及び基金の業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、毎年度、被用者保険の保険者等から、退職者給付拠出金（療養給付費拠出金及び事務費拠出金）を徴収すること。

（イ） 被用者保険の保険者等は、退職者給付拠出金を納付する義務を負うこと。

イ 退職者給付拠出金の額

各被用者保険保険者等の退職者給付拠出金の額は、毎年度における療養給付費交付金の交付に要する費用の額及び基金の業務に関する事務の処理に要する費用の額の合算額を被用者保険保険者等ごとの標準報酬総額により按分した額とし、概算及び確定により算定するものとする。

(5) 基金の退職者医療関係業務

基金は、被用者保険保険者等からの拠出金の徴収、市町村に対する交付金の交付等の退職者医療関係業務を行うこと。

2 国庫補助に関する事項

(1) 療養給付費等負担金

国は、市町村に対し、次に掲げる額の合算額の 100 分の 40 を負担するものとする。

ア 一般被保険者に係る医療給付に要する費用の額（一部負担金の割合を減じている

等の市町村にあっては、政令で定めるところにより算定した額とする。)

イ 老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額に 7 分の 10 を乗じて得た額に、
全ての市町村の一般被保険者に係る平均医療給付率を乗じて得た額

(2) 調整交付金

調整交付金の総額を、(1) ア及びイに掲げる額の合算額の 100 分の 10 に相当する額とすること。

(3) 国民健康保険組合に対する補助

ア 国は、国民健康保険組合(以下「組合」という。)に対し、次に掲げる額の合算額の 100 分の 32 を補助することができるものとする。

(ア) 被保険者に係る医療給付に要する費用の額(一部負担金の割合を減じている等の組合にあっては、政令で定めるところにより算定した額とする。)

(イ) 老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額に 7 分の 10 を乗じて得た額に、全組合の平均医療給付率を乗じて得た額

イ 国は、組合の財政力等を勘案して、全ての組合に係るアの(ア)及び(イ)に掲げる額の合算額の 100 分の 15 に相当する額の範囲内で、補助の額を増額することができるものとする。

3 特別審査委員会の設置

厚生大臣の定める診療報酬請求者の審査を行うため、厚生大臣の指定する者に、特別審査委員会を置くこと。

4 その他の事項

療養費の支給、国民健康保険医等について、健康保険制度の改正に準じた改正を行うこと。

第 5 社会保険診療報酬支払基金法の改正

社会保険診療報酬支払基金の主たる事務所に、厚生大臣の定める診療報酬請求者について審査を行うための特別審査委員会を設けること。

第 6 施行期日等

(1) 制度の改正は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行すること。ただし、社会保険診療報酬支払基金の退職者医療関係業務については公布の日から、標準報酬の改定については同年 10 月 1 日から施行すること。

(2) 国家公務員等共済組合法等各種共済組合法に関し、一部負担金、療養費、退職者給付拠出金等の事項につき、健康保険制度の改正に準じた改正を行うこと。

(3) その他所要の改正を行うこと。